

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件  
原告 秋山博 外19名  
被告 群馬県知事 外1名

副本直送

準備書面(3)

平成17年7月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士 伴 義聖

同復代理人弁護士 堀内 徹也

被告群馬県知事指定代理人 関 隆之

同 岩崎 弘

同 大沢 信一

同 村上 行正

同 奥野 幸二

同 齊藤 一之

同 若林 正朗

同 齋藤 博

同 関江 康宏

同 阿部 真理子

同 都木 文隆

同 荒井 唯

同 縫島 良一

同 鈴木 和男

被告群馬県企業管理者指定代理人 鈴木 健一

同 武井 公仁

同 山本 隆

- 第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について
  - 1 治水に係る費用の負担について
  - 2 利水に係る費用の負担について
    - (1) 特定多目的ダム法に基づく負担
    - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担
    - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担
  
- 第2 ハッ場ダム建設事業に係る費用負担の手續について
  - 1 治水に係る費用負担の手續について
  - 2 利水に係る費用負担の手續について
    - (1) 特定多目的ダム法に基づく負担の手續
    - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担の手續
    - (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担の手續
  
- 第3 群馬県知事の平成15年度及び平成16年度のハッ場ダム建設事業に係る  
財務会計上の行為（公金の支出）について
  - 1 治水に係る負担金の支出
    - (1) 平成15年度における負担金の支出
    - (2) 治水に係る負担金の支出における専決
  - 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金の支出
  - 3 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金の支出
  - 4 一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金の支出

- (1) 出資金の繰り出し
- (2) 一般会計繰出金に係る専決

第4 群馬県企業管理者の平成15年度及び平成16年度の八ッ場ダム建設事業に係る財務会計上の行為（公金の支出）について

- 1 特定多目的ダム法に基づく負担金の支出
  - (1) 平成15年度における支出
  - (2) 平成16年度における支出
  - (3) 小括
- 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金の支出
- 3 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金の支出
  - (1) 平成15年度における支出
  - (2) 平成16年度における支出
  - (3) 小括
- 4 利水に係る負担金の支出の専決

別表 八ッ場ダム建設事業に係る負担金及び繰出金の支出状況

- 1 一般会計からの支出状況
  - (1) 治水関係負担金
  - (2) 一般会計繰出金
- 2 水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からの支出状況
  - (1) 建設費負担金
  - (2) 水特法負担金

### (3)基金負担金

#### 第1 ハッ場ダム建設事業に係る費用の負担について

ハッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダム（型式：重力式コンクリートダム）を建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の河川水量の増加（治水：流水の正常な機能の維持と増進）並びに群馬県、藤岡市（群馬県）、埼玉県、東京都、千葉県、北千葉広域水道企業団（千葉県）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）及び茨城県における新規の都市用水（利水：水道用水及び工業用水）の確保を図るものであり、国土交通省（旧建設省。以下「国土交通省」という。）が事業主体となり実施しているものである（被告ら準備書面（1）の1参照）。

以下においては、それぞれの目的（治水及び利水）に係る費用の負担について説明する。

##### 1 治水に係る費用の負担について

河川は公共用物であり、その管理は、一級河川については国土交通大臣（旧建設大臣。以下「国土交通大臣」という。）が行うこととされている（河川法9条1項）。ハッ場ダム建設事業に係る吾妻川及び利根川はいずれも一級河川であり、国土交通大臣が河川管理者である。

一級河川の管理に要する費用については、一級河川が国土保全上又は国民経済上特に重要な河川であること、すなわち国家的利害に重要な関係があることに照らし、河川法及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、国が負担することとされているが（同法59条）、国土交通大臣の行う管理は、国土保全上又は国民

経済上の国家的な見地から行われるものであっても、これによって生ずる利益は都道府県にも帰するものであり、都道府県も費用の一部を負担することが衡平に適することから、同条の費用負担の特例として、同法60条1項において、「都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で法第9条第2項の規定により都道府県知事が行うものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その2分の1（改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその10分の3、その他の改良工事に要する費用にあつてはその3分の1、維持及び修繕に要する費用にあつてはその10分の4・5）を負担する。」と定められている。ハツ場ダム建設事業は、上記政令である河川法施行令（昭和40年政令第14号）36条の2に規定する大規模改良工事（同条1号該当）であり、その目的のうち治水分については、工事に要する費用の10分の3を都道府県が負担することとなる。

また、同法63条1項においては、「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。」とされている。これは、本来は費用負担者でない他の都府県が著しく受益する場合には、当該都府県にも費用の一部を分担させることによって、費用負担の衡平を図ろうとするものであり、同法60条1項の都道府県の負担金と同様に受益者負担の性格を有するものである。

本件の治水に係る負担については、同法63条1項に基づき、国土交通大臣が定めた「利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用（洪水調節に係るものに限る。）についての関係都県の負担割合」（昭和56年3

月2日付け建設省河計第1号。乙46号証)から埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合を差し引いた9.92%が、同法60条1項に基づく群馬県の負担割合である。

次に、ハッ場ダム建設事業における同法59条、60条1項及び63条1項の規定に基づく国、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額は、国土交通大臣により昭和61年に策定されたハッ場ダムの建設に関する基本計画において、建設に要する費用の額に1000分の525を乗じて得た額とされている(乙11号証)。

したがって、当初群馬県がハッ場ダム建設事業の治水に関し同法60条1項に基づき負担する負担金の総額は、約33億円(約2110億円×1000分の525×9.92%×10分の3)が見込まれていた。

その後、ハッ場ダムの建設に関する基本計画は平成16年9月28日に変更されており、そこでは、同法59条、60条1項及び63条1項の規定に基づく国、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の治水に関する負担額が、建設に要する費用の額に1000分の546を乗じて得た額に変更された(乙13号証)。また、同法63条1項に基づく埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合が変更されたため(乙47号証)、同法60条に基づく負担金の群馬県の負担割合は、差引き13.39%となった。

それらにより、群馬県がハッ場ダム建設事業の治水に関し同法60条1項に基づき負担する負担金の総額は、約101億円(約4600億円×1000分の546×13.39%×10分の3)と見込まれる。

なお、同法60条1項に基づき群馬県が昭和42年度から平成16年度までに負担してきた費用の累計額は、30億1709万7710円である。

## 2 利水に係る費用の負担について

### (1) 特定多目的ダム法に基づく負担

ア ダム使用権の設定予定者が負担する特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）7条に基づく建設費負担金については、同条1項で、「ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによって得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金が充てられる場合においては、支払うべき利息の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。」と規定されているが、この負担金の額は、多目的ダムの建設に要する費用の額に基本計画で定めたダム使用権の設定予定者の負担割合を乗じて得た額等であり、このダム使用権の設定予定者の負担割合は、分離費用身替り妥当支出法を基準として算定することとされている（特定多目的ダム法施行令（昭和32年政令第188号）1条の2、2条）。

イ 昭和61年に策定された八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙11号証）においては、群馬県（水道）は「建設に要する費用の額に1000分の41を乗じて得た額」を、群馬県（工業用水道）は「建設に要する費用の額に1000分の4を乗じて得た額」を負担するものとされていたが、平成16年9月28日に変更された後の八ッ場ダムの建設に関する基本計画（乙13号証）においては、建設に要する費用の概算額が約4600億円とされ、群馬県（水道）の1日最大取水量を260,900立方メートルから172,800立方メートルとする変更を行ったことから、群馬県（水道）は「建設に要する費用の額

に1000分の20を乗じて得た額」を、群馬県（工業用水道）は「建設に要する費用の額に1000分の4を乗じて得た額」を負担するものとされた。

したがって、群馬県（水道）及び群馬県（工業用水道）が八ッ場ダム建設事業の利水に関し特定多目的ダム法7条に基づき負担する建設費負担金の総額は、約110億円（約4600億円×1000分の20+約4600億円×1000分の4）と見込まれる。

なお、特定多目的ダム法7条1項に基づき群馬県（水道）及び群馬県（工業用水道）が昭和62年度から平成16年度までに負担してきた費用の累計額は、87億5481万1000円である。

ウ 河川管理者である国土交通大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、同法4条の規定により、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。基本計画には新築しようとする多目的ダムに関し、建設の目的、位置及び名称、規模及び型式、貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項、ダム使用权の設定予定者、建設に要する費用及びその負担に関する事項、工期、その他建設に関する基本的事項を定めることとされている。また、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用权の設定予定者の意見をきかなければならないとされ、この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならないとされている（同法4条）。

このことから、国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の策定時（昭和61年）と同基本計画変更時（平成13年及び平成16年）に、群馬県知事等の関係都道府県知事に対して意見照会を行っており（乙48号証、乙49



号証、乙50号証)、これに対し、群馬県知事は群馬県議会の議決を経て(乙51号証、乙52号証、乙53号証)、昭和61年及び平成13年には、異議のない旨の意見を述べ(乙54号証、乙55号証)、平成16年には、地元の生活再建対策に万全を期すこと、事業実施に当たっては、今後も一層のコスト削減を行い、総事業費の圧縮を図ること、県負担の軽減について検討すること、環境保全対策に万全を期すこと等の条件を付して同意する旨の意見を述べている(乙56号証)。また、ダム使用权(水道、工業用水道)の設定予定者である群馬県知事に対する意見照会に対しては、同知事は、昭和61年及び平成13年には、異議のない旨の意見を述べ(乙57号証、乙58号証)、平成16年には、事業の実施に当たり、今後も一層のコスト削減を行い、総事業費の圧縮を図ることという条件を付して同意する旨の意見を述べている(乙59号証)。

なお、他の関係都県知事及びダム使用权の設定予定者についてもそれぞれ異議のない旨の意見を述べている。

## (2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担

ア 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等のため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とするものである(同法1条)。

同法の適用対象となる施設は、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダム(相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダム)等で

あり（以下「指定ダム等」という。）、政令で指定することとされている（同法2条）。

国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができることとされており（同法3条）、この水源地域の公示があったときは、当該地域の都道府県知事は遅滞なく水源地域整備計画の案を作成して国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）に提出し、同大臣は水源地域整備計画を決定するものとされている（同法4条）。そして、同整備計画には、同法5条各号に掲げる事業の概要及び経費の概算について定めるものとされている。

水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）については、国、地方公共団体その他の者が実施するとされ（同法6条）、整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者並びに指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域、指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域等の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができるとされている（同法12条1項）。また、同法施行令（昭和49年政令第27号）8条において「整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部若しくは一部を負担するもの又は法第12条第1項第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体が二以上あるときは、同項の規定に

よる協議は、関係都道府県を通じて行うものとする。」とされている。

以上のことから、本件八ッ場ダムについては、群馬県知事が水源地域整備計画の案を作成し、水源地域整備計画に係る受益者の負担の調整については、「整備事業の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県」（以下（２）において「甲」という。）が関係都県（以下「下流受益者」という。）である茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県と協議することとなる。

イ 本件八ッ場ダムについては、昭和61年3月18日に同法に基づく指定ダムに指定され（水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び第9条第1項の指定ダムを指定する政令（昭和49年政令第273号）の一部を改正する政令（昭和61年政令第28号））、平成7年9月29日に同法3条に基づき群馬県吾妻郡長野原町の川原畑、川原湯、林、横壁及び長野原の水没5地区が水源地域に指定され（乙60号証）、同年12月19日に同法4条の規定に基づく水源地域整備計画が公示されたが（乙61号証）、平成12年2月15日には水源地域整備計画の事業の概要の一部を変更する公示がなされている（乙62号証）。

八ッ場ダムに係る整備事業は、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路の整備に関する事業、簡易水道の整備に関する事業、下水道の整備に関する事業、義務教育施設の整備に関する事業、公営住宅の建設の事業等を内容とし、総事業費は約997億円となっている（乙61号証）。

八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する経費の下流受益者の負担金（以下「水特法負担金」という。）については、甲と下流受益者である茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県との間で、平成8年2月22日付けで締結された「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益

者負担に関する協定書」(以下「協定」という。乙36号証)に規定されているが、この中で、下流受益者が負担する水特法負担金の総額は403億506万9000円(協定5条)、下流受益者の負担に対する群馬県の負担率(以下「群馬県の受益者負担率」という。)は0.1052とされている(協定6条)。

また、協定8条に基づき、別途、協定と同日付けで「利根川水系吾妻川八ツ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」(以下「覚書」という。乙37号証)が締結され、毎年度の水特法負担金については、覚書3条の規定により、覚書1条1項に規定された事業実施計画に基づき、甲の請求により支払うこととされている。

協定及び覚書を受け、同日付けで「利根川水系吾妻川八ツ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書等に伴う覚書」(以下「個別覚書」という。乙38号証)が群馬県と八ツ場ダムに係る群馬県内の利水者である群馬県企業局(水道、工業用水道)及び藤岡市との間で締結されたが、この個別覚書において、群馬県企業局は、群馬県の受益者負担率のうち、50分の45を負担し、藤岡市は50分の5を負担し、協定及び覚書の条文の「己(群馬県)」(下流受益者である群馬県)は「群馬県企業局及び藤岡市」に読み替えて実施するものとされた。

以上の協定、覚書、個別覚書により、水源地域対策特別措置法12条1項に基づく水特法負担金は、群馬県知事の所管する一般会計で負担するものではなく、群馬県企業管理者(以下「企業管理者」という。)の所管する水道事業会計(特別会計)及び工業用水道事業会計(特別会計)が負担するが、その水特法負担金の総額は、約38億円(403億506万9000円×0.1052×50分の45)と見込まれる。

なお、同法12条1項に基づき群馬県企業局が水道事業会計(特別会計)及

び工業用水道事業会計（特別会計）より平成7年度から平成16年度までに負担してきた費用の累計額は、10億5413万9400円である。

### （3）財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担

水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、前述の水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業を補完しつつ、きめ細かな水源地域対策の推進を目的として、民法（明治29年法律第89号）34条に基づき国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の許可を受けて、水源地域と受益地域の関係地方公共団体等により設立される財団法人である。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川・荒川基金」という。）は、昭和51年12月22日に内閣総理大臣の許可を受けて、全国初の水源地域対策基金として、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県と国が拠出し、設立された（乙63号証）。

利根川・荒川基金の行う事業は、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金寄附行為」4条により、関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得、生活安定及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助並びに水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託等とされている（乙64号証の1（平成17年3月31日改正前のもの）、乙64号証の2（平成17年3月31日改正後のもの））。

八ッ場ダム建設に伴い利根川・荒川基金が実施する事業（以下「基金事業」という。）の全体計画については、現在、関係都県間で協議中であり、未決定であるが、利根川・荒川基金では、緊急的に必要な事業について、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」（以下「基金業務方法書」という。）

乙65号証の1(平成17年3月31日改正前のもの)、乙65号証の2(平成17年3月31日改正後のもの))に基づき、理事会の議決を経て「利根川水系ハッ場ダム業務細則」を定め、昭和63年度から、移転用地等先行取得資金の利子補給に対する助成事業、職業転換に対する助成事業、生活相談員設置に対する助成事業、幼稚園、産業振興センター等の施設整備事業や新温泉源開発事業等の水没関係地域振興に対する助成事業、調査費の助成等の事業を実施している(乙66号証)。

ハッ場ダム建設に伴う基金事業に対する受益地域の関係地方公共団体の負担金(以下「基金負担金」という。)については、基金業務方法書8条の規定に基づき、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川・荒川基金との間で締結された平成2年8月1日付け「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」(以下「基金協定書」という。乙39号証)で定められている。群馬県の負担割合は、基金事業に要する経費のうち1000分の68.1とされ、同月18日付けの群馬県知事と企業管理者との間で締結された協定書(以下「企業局協定書」という。乙40号証)により、群馬県企業局がその1000分の900を、同年9月20日付けで群馬県知事と藤岡市長との間で締結された協定書(以下「藤岡市協定書」という。乙41号証)により、その1000分の100を藤岡市が負担することとされている。そのため、基金負担金は群馬県知事の所管する一般会計で負担するものではない。

なお、群馬県企業局及び藤岡市が昭和63年度から平成16年度までに基金事業に関し負担した基金負担金の累計は、1億4049万277円であるが、基金協定書で、利根川・荒川基金の事業に要する全体経費が定められていないことから、基金負担金の総額は確定しておらず、そのため、群馬県企業局及び

藤岡市が負担する額も確定していない。また、群馬県企業局が水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）より平成3年度から平成16年度までに負担してきた基金負担金の累計額は、1億2644万1251円である。

## 第2 ハツ場ダム建設事業に係る費用負担の手続について

### 1 治水に係る費用負担の手続について

ハツ場ダム建設事業は、国土交通大臣が行う多目的ダム建設事業で治水と利水を目的とするものであり、国費並びに地方公共団体及びダム使用权の設定予定者の負担金を財源にして施行されるものである。

前記第1・1に述べた治水に係る費用の地方公共団体の負担金は、河川法64条1項の規定に基づき、国庫に納付しなければならないとされており、その納付の手続については、同法施行令38条1項において、「国土交通大臣は、その行なう一級河川の管理に要する費用の負担に関し、法第60条第1項又は第63条第1項の規定によりその費用を負担すべき都道府県に対し、それぞれその負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。ただし、法第60条第1項の規定により甲都府県が負担すべき額の一部を法第63条第1項の規定により乙都府県が負担すべきときは、甲都府県に対しては、乙都府県が負担すべき額を控除した額を納付すべき旨を通知するものとする。」と規定されている。

国の歳入は、歳入徴収官の発する納入告知書によって徴収される。すなわち、歳入は歳入徴収官でなければこれを徴収することができず（会計法（昭和22年法律第35号）5条）、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を

記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）29条）、前記の国土交通大臣の河川法施行令38条1項の規定に基づく納付の通知がされた後、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長（平成13年1月5日以前は建設省大臣官房会計課長。以下同じ。）は、当該通知に基づいて、債務者である群馬県に対して納入告知書を発行し、群馬県は、当該納入告知書に記載された金額を、記載された期限までに納付している。

仮に、群馬県が負担金を納期限までに納付しない場合は、同法64条1項に違反するほか、地方財政法（昭和23年法律第109号）19条に違反することになり、この場合において、当該負担金は公法上の金銭債権であることから、河川法74条の規定により、河川管理者（国土交通大臣）は、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができるとされている。

なお、同法施行令38条1項の規定に基づく納付の通知のほか、地方財政の計画的運営を確保する見地から、国（国土交通省）からは、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、年度当初に、群馬県に対して、当該年度における八ッ場ダム建設事業に係る群馬県の負担金（地方負担金）の予定額が通知されている。また、予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

## 2 利水に係る費用負担の手續について

### (1) 特定多目的ダム法に基づく負担の手續

特定多目的ダム法7条1項の規定により国土交通大臣がダム使用権の設定予定者に負担させる前記第1・2・(1)で述べた費用については、同法27条の規定に基づき、国庫に納付しなければならないこととされており、その納付の手續については、同法施行令11条の3の規定に基づき国土交通大臣から納



付の通知がなされる。

国の歳入は、歳入徴収官の発する納入告知書によって徴収される。すなわち、歳入は、歳入徴収官でなければこれを徴収することができず（会計法5条）、歳入徴収官は、歳入を徴収するときは、これを調査決定し、債務者に対して納入の告知をしなければならないとされている（同法6条）。

この納入の告知は、債務者に対し歳入科目、納付すべき金額、期限及び場所を記載した書面（納入告知書）をもってするとされていることから（予算決算及び会計令29条）、前記の国土交通大臣の特定多目的ダム法27条の規定に基づく納付の通知がされた後、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、当該通知に基づいて、債務者である群馬県に対して納入告知書を発行し、群馬県は、当該納入告知書に記載された金額を、記載された期限までに納付している。

仮に、群馬県が負担金を納期限までに納付しない場合は、同法7条に違反するほか、地方財政法19条に違反することになり、この場合において、当該負担金は公法上の金銭債権であることから、特定多目的ダム法36条の規定により、国土交通大臣は、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができるとされている。

なお、同法27条の規定に基づく納付の通知のほか、地方財政の計画的運営を確保する見地から、国（国土交通省）からは、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、年度当初に、群馬県に対して、当該年度における八ッ場ダム建設事業に係る群馬県の建設費負担金の予定額が通知されている。また、予定額に変更があった場合も同様に通知されている。

## （2）水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担の手續

水源地域対策特別措置法12条1項に基づき「整備事業の事業主体である群

馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県」(第1・2・(2))において「甲」とよんだもの)が関係都県(第1・2・(2))において「下流受益者」とよんだもの。このうち群馬県については、個別覚書により読み替えた群馬県企業局及び藤岡市)に負担させる前記第1・2・(2)で述べた水特法負担金については、関係都県は、覚書3条の規定により、群馬県からの請求により支払うものとされ、この負担金納入の手続については、覚書3条に基づく群馬県からの負担金の請求及び群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。)44条1項(乙67号証)に基づく納入通知書の送付が行われる。

そして、関係都県(群馬県においては、群馬県企業局及び藤岡市)は、当該請求及び納入通知書に記載された金額を、記載された期限までに納付している。なお、群馬県(甲としての群馬県)は、この水源地域対策特別措置法12条1項に基づく水特法負担金を一般会計の歳入として収納している。

### (3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担の手続

前記第1・2・(3)に述べた利根川・荒川基金は、基金協定書3条に基づき(乙39号証)、毎年度、当該年度の基金事業の規模、内容等について、関係都県と細目協定書を締結し(平成15年度につき乙68号証、平成16年度につき乙69号証)、事業を実施している。

そして、利根川・荒川基金は、当該年度の細目協定書に基づき、基金協定書の負担率に応じて、基金負担金を関係都県に請求している。利根川・荒川基金から群馬県に請求があった後、群馬県は、企業局協定書に基づき群馬県企業局に、藤岡市協定書に基づき藤岡市に、それぞれの協定書で定められた負担率に

応じた額を請求し、群馬県企業局及び藤岡市から納付された負担金を、そのまま利根川・荒川基金に納付している。

事業完了時においても、利根川・荒川基金は関係都県に実績報告を行い、その後基金負担金の精算額を通知しており、この通知がされた後、群馬県は群馬県企業局及び藤岡市に負担金の確定額の通知を行い、群馬県企業局及び藤岡市の負担金の精算を行っている。精算により基金負担金に超過支出が生じた場合、利根川・荒川基金は、上記の精算額の通知の中で還付額も通知しており、この通知がされた後、群馬県は、同様に群馬県企業局及び藤岡市に係る負担金の確定額の通知の中で、群馬県企業局及び藤岡市に係る還付額も通知している。その後、利根川・荒川基金は群馬県に還付し、群馬県は群馬県企業局及び藤岡市にそのままこれを還付している。

なお、群馬県においては、この基金負担金を群馬県の一般会計で収納し、支出しているが、これは会計処理上の形式的なものであり、一般会計での実質的な負担はない。

### 第3 群馬県知事の平成15年度及び平成16年度の八ッ場ダム建設事業に係る財務会計上の行為（公金の支出）について

本件において原告らが違法と主張する群馬県知事の八ッ場ダム建設事業に係る財務会計上の行為（公金の支出）は、平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものであるため、以下では、平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

#### 1 治水に係る負担金の支出

本件において原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9日までの期間には、群馬県知事の所管する一般会計から平成16年度の

治水に係る負担金の支出（公金の支出）の該当がないため、以下では、平成15年度について明らかにする。

(1) 平成15年度における支出

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、平成15年4月1日に、平成15年度治水特別会計に係る直轄治水事業に対する地方公共団体の負担金（地方負担金）予定額を群馬県に対して通知しているが、その内容は、平成15年度の治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定（以下「ダム勘定」という。）のうち八ッ場ダム建設事業（利根川八ッ場ダム）に係る事業費を10億1481万6000円とし、当該事業費に対する群馬県の負担予定額（計算値）を3億311万2000円とし、過年度過払い分の調整により調整後の群馬県の負担予定額を311万2000円とするものである（乙70号証）。その後、平成16年2月2日に、平成15年度の事業費を4378万6000円増とし、それに対する群馬県の負担額を1313万5000円増とし（乙71号証）、さらに平成15年11月14日には、平成13年度及び平成14年度の群馬県の地方負担金の精算により1047万4553円減とする旨通知している（乙72号証）。

そして、群馬県に対する具体的な費用負担の命令としての地方負担金の納付の通知（四半期毎の施行計画により額が定められる。）が、河川法施行令38条1項の規定により、平成15年8月8日（負担金139万8000円。乙73号証）、同年11月17日（負担金額は171万4000円とするが、精算による減1047万4553円の一部と調整し、差引負担額は0円。乙74号証）、平成16年2月10日（負担金額1313万5000円とするが、精算による減と調整し、差引負担額は437万4447円とし、さらに、過年度過払い分の調整により、同勘定合計では0円。乙75号証）にそれぞれなされて

いる。

その各通知の後、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成15年8月22日付けの納入告知書により、群馬県に対して当該地方負担金139万8000円を国庫に納付するよう納入の告知をしている（乙76号証）。

イ この平成15年度の地方負担金に係る予算については、平成15年2月19日に群馬県知事が平成15年度群馬県一般会計予算案として群馬県議会に提出し（概算に基づくもの）、同年3月12日に同議会において議決されている（乙77号証）。その後、前記の負担予定額の通知に応じて、群馬県知事は、平成16年2月19日に群馬県議会に補正予算案を提出し、同年3月9日に同議会において議決されている（乙78号証）。

ウ 群馬県知事は、この議決された予算に基づき、上記の納付の通知及び納入の告知により、一般会計から139万8000円（支出負担行為：平成15年8月18日、支出命令：同月27日、支出：同年9月10日。乙79号証）の予算の執行をしている。

この金額は、上記の納付の通知及び納入の告知に記載された額と同額であり、群馬県知事には、この額を増減する裁量の余地はない。

## （2）治水に係る負担金の支出における専決

ア 上記第3・1・（1）・ウで述べた地方負担金の支出の原因となる支出負担行為（地方自治法（昭和22年法律第67号）232条の3に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）を行う権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である群馬県知事であるが（同法149条2号）、群馬県においては、財務規則4条1項2号（同規則別表1の3 支出負担行為の部 負担金、補助及び交付金の款 負担金交付金の項。乙80号証）の規定により、1件の金額20

00万円以上の負担金の支出負担行為については理事（平成16年3月31日以前は部長）の専決とされ、1件の金額2000万円未満の負担金の支出負担行為については課長の専決とされている。

本件八ッ場ダム建設事業に係る地方負担金は、他の直轄治水事業に対する地方負担金と一括して納付の通知がされているため、支出負担行為も一括して処理している。このため、平成15年9月10日支出分（139万8000円）に係る支出負担行為も、他の直轄治水事業に対する地方負担金と一括し1件の支出負担行為として処理しているが、その総額は2000万円以上のため、土木部長（当時）が、同年8月8日付けの納付の通知を受けて、同月18日に専決している。

イ この支出負担行為を受けて、同法232条の4第1項の規定により出納長に対する支出命令がなされるが、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも群馬県知事であるが、群馬県においては、支出命令も前記と同様に財務規則4条1項2号（同規則別表1の3 支出命令の項。乙80号証）の規定により、全額、課長の専決とされている。

本件負担金を含む直轄治水事業に対する地方負担金についての支出命令は、平成15年9月10日支出分（139万8000円）については土木部（平成16年4月1日以降は県土整備局）監理課長が、同年8月27日に専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、同法170条により会計事務の権限を本来的に有する出納長は、同法232条の4の規定及び財務規則70条（乙81号証）に定めるところにより、平成15年9月10日に国庫に納付している。

なお、群馬県処務規程（昭和39年群馬県訓令甲第8号。乙82号証）9条の規定により、副出納長は出納長の事務を代決できるとされているため、本件

においては、出納長の事務を副出納長が代決している。

## 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金の支出

被告ら準備書面(2)の11・(3)(9頁)及び前記第1・2・(2)で述べたとおり、群馬県知事の所管する一般会計からは水源地域対策特別措置法12条1項に基づく水特法負担金の負担はしておらず、支出もしていない。

## 3 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金の支出

群馬県は、昭和63年度から八ッ場ダム建設事業に係る基金事業に関する群馬県企業局及び藤岡市からの負担金を群馬県の一般会計に収納し、同会計からそのまま利根川・荒川基金に支出しているが、群馬県知事の所管する一般会計の一般財源では基金負担金は負担していない。

## 4 一般会計から水道事業会計(特別会計)に対する繰出金の支出

本件において、原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間の群馬県知事の所管する一般会計から企業管理者の所管する水道事業会計(特別会計)への八ッ場ダム建設事業に関する繰り出し(公金の支出)については、一般会計から水道事業会計(特別会計)への繰り出しは毎年度末に支出を決定するため、平成16年度の支出はなく、以下では、平成15年度について明らかにする。なお、工業用水道事業会計(特別会計)への繰り出しはなされていない。

### (1) 出資金の繰り出し

ア 出資金は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の

軽減を目的として、群馬県企業局が行う施設（減価償却をなすべきものに限る。）の建設に要する経費（ダム建設に係る負担金を含む。）に係る国庫補助基本額の3分の1に相当する額を、一般会計から水道事業会計（特別会計）へ繰り出すものであるが、この比率は、総務省自治財政局長通知（平成15年4月21日付け総財公第31号。乙83号証）に定められている繰り出しの基準に基づくものであり、地方財政計画を遂行する上での基本的な考え方として、国からもその実施を強く求められている全国的な比率である。

この出資金は、ハッ場ダム建設事業に係る負担として、群馬県知事の所管する一般会計から企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）に対して、昭和62年度以降繰り出しているものである。

イ ハッ場ダム建設事業に係るものを含む平成15年度の一般会計繰出金に係る予算については、平成15年2月19日に群馬県知事が平成15年度当初予算案として群馬県議会に提出し、同年3月12日に同議会において議決されている（乙77号証）。

群馬県知事は、この議決された予算に基づき、ハッ場ダム建設事業に係る平成15年度の建設費負担金の財源の一部となる出資金2億6800万円（支出負担行為：平成16年3月25日、支出命令：同日、支出：同月31日（乙84号証）を水道事業会計（特別会計）に繰り出している。

なお、群馬県知事には、予算執行の段階で、その額を増減する裁量の余地はない。

## （2） 一般会計繰出金に係る専決

ア 出資金の繰り出しの原因となる支出負担行為を行う権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である群馬県知事であるが（地方自治法149条2号）、



群馬県においては、財務規則4条1項2号の規定により、繰出金の支出負担行為については、全額、課長の専決とされている（乙80号証）。

本件では、保健福祉部衛生食品課長（平成16年4月1日以降は保健・福祉・食品局食品安全会議事務局食品監視課長）が、財務規則29条2項に定めるところにより財政課長及び出納局長の合議を経た上で専決している（乙85号証）。

イ この支出負担行為を受けて同法232条の4第1項の規定により出納長に対する支出命令がなされるが、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも群馬県知事であるが、群馬県においては、支出命令も上記と同様に財務規則4条1項2号の規定により、全額、課長の専決とされている。

一般会計繰出金の支出命令は、保健福祉部衛生食品課長（平成16年4月1日以降は保健・福祉・食品局食品安全会議事務局食品監視課長）が専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、同法170条により会計事務の権限を本来的に有する出納長は、同法232条の4の規定及び財務規則82条に定めるところにより、平成16年3月31日に水道事業会計（特別会計）に繰り出している（乙86号証）。

#### 第4 群馬県企業管理者の平成15年度及び平成16年度のハッ場ダム建設事業に係る財務会計上の行為（公金の支出）について

本件において、原告らが違法と主張する企業管理者のハッ場ダム建設事業に係る財務会計上の行為（公金の支出）は、平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものであるため、以下では、平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

## 1 特定多目的ダム法に基づく負担金の支出

### (1) 平成15年度における支出

ア 国（国土交通省）は、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、平成15年4月1日に、平成15年度特定多目的ダム建設工事費負担金の予定額を群馬県に対して通知しているが、その内容は、平成15年度のハッ場ダム建設事業に係る総事業費を190億円、当該事業費に対する群馬県の水道に係る負担予定額を7億7139万4000円（乙87号証）、工業用水道に係る負担予定額を7560万2000円（乙88号証）とするものである。その後、平成16年2月3日に、総事業費を8億4075万4000円増とし、群馬県の水道に係る負担予定額を3531万5000円増とし（乙89号証）、工業用水道に係る負担予定額を344万5000円増（乙90号証）としている。

そして、群馬県に対する具体的な費用負担の命令としての建設費負担金の納付の通知は、特定多目的ダム法施行令11条の3の規定により、平成15年5月27日（群馬県の水道に係る負担金額2億2735万8000円（乙91号証）、工業用水道に係る負担金額2228万3000円（乙92号証））、同年7月24日（水道に係る負担金額2億3547万8000円（乙93号証）、工業用水道に係る負担金額2307万8000円（乙94号証））、同年11月12日（水道に係る負担金額1億2991万9000円（乙95号証）、工業用水道に係る負担金額1273万3000円（乙96号証））、平成16年2月3日（水道に係る負担金額1億7863万9000円（乙97号証）、工業用水道に係る負担金額1750万8000円（乙98号証））、同年2月24日（水道に係る負担金額3531万5000円（乙99号証）、工業用水道に係る負担金額344万5000円（乙100号証））にそれぞれなされている。

その各通知の後、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成15年6

月17日（水道に係る負担金額2億2735万8000円（乙101号証）、工業用水道に係る負担金額2228万3000円（乙102号証）、同年8月12日（水道に係る負担金額2億3547万8000円（乙103号証）、工業用水道に係る負担金額2307万8000円（乙104号証）、同年11月25日（水道に係る負担金額1億2991万9000円（乙105号証）、工業用水道に係る負担金額1273万3000円（乙106号証）、平成16年2月9日（水道に係る負担金額1億7863万9000円（乙107号証）、工業用水道に係る負担金額1750万8000円（乙108号証）、同年3月12日（水道に係る負担金額3531万5000円（乙109号証）、工業用水道に係る負担金額344万5000円（乙110号証）の各納入告知書により、群馬県に対して建設費負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

イ 上記をまとめると、平成15年度の八ッ場ダム建設事業の総事業費は198億4075万4000円であり、当該事業費に対する群馬県の水道に係る負担予定額は8億670万9000円、工業用水道に係る負担予定額は7904万7000円である。負担金の納付の通知及び納入の告知は、5回に分けて行われているが、その合計額は、水道及び工業用水道ともに、負担予定額とそれぞれ同額となっている。

ウ ところで、八ッ場ダム建設事業のうち、利水に係る事業は、地公企法2条1項1号の水道事業（水道法（昭和32年法律第177号）3条4項にいう水道用水供給事業）及び同項2号の工業用水道事業であり、同法の適用を受ける地方公営企業である。そのため、この水道事業（水道用水供給事業）及び工業用水道事業に係る建設費負担金の支出（国庫への納付）は、水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からなされている。そして、その

各特別会計につき、出納その他の会計事務を行う権限を本来的に有するのは、地方公営企業の管理者たる企業管理者である（地公企法9条11号、群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）10条）。

エ この平成15年度の建設費負担金に係る予算については、平成15年2月19日に群馬県知事が平成15年度当初予算（水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算）案として群馬県議会に提出し、同年3月12日に同議会において議決されている（乙111号証）。

オ 企業管理者は、この議決された予算に基づき、前記の負担金の納付の通知及び納入の告知を受けて、企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）から、平成15年度の建設費負担金として、2億2735万8000円（支出負担行為：平成15年6月3日、支出命令：同月24日、支出：同月27日。乙112号証）、2億3547万8000円（支出負担行為：平成15年8月8日、支出命令：同月18日、支出：同月29日。乙113号証）、1億2991万9000円（支出負担行為：平成15年11月28日、支出命令：同年12月1日、支出：同月12日。乙114号証）、1億7863万9000円（支出負担行為：平成16年2月13日、支出命令：同日、支出：同月27日。乙115号証）、3531万5000円（支出負担行為：平成16年3月4日、支出命令：同月19日、支出：同月31日。乙116号証）、合計8億670万9000円の予算を執行したものである。

カ また、企業管理者は、この議決された予算に基づき、前記の負担金の納付の通知及び納入の告知を受けて、企業管理者の所管する工業用水道事業会計（特別会計）から、平成15年度の建設費負担金として、2228万3000円（支出負担行為：平成15年6月4日、支出命令：同月23日、支出：同月27日。乙117号証）、2307万8000円（支出負担行為：平成15年8月4日、

支出命令：同月20日、支出：同月29日。乙118号証)、1273万3000円(支出負担行為：平成15年11月20日、支出命令：同年12月3日、支出：同月12日。乙119号証)、1750万8000円(支出負担行為：平成16年2月12日、支出命令：同月23日、支出：同月27日。乙120号証)、344万5000円(支出負担行為：平成16年2月27日、支出命令：同年3月17日、支出：同月31日。乙121号証)、合計7904万7000円の予算を執行したものである。

## (2) 平成16年度における支出

ア 国(国土交通省)は、地方財政法17条の2第2項の規定に基づき、平成16年4月1日に、平成16年度特定多目的ダム建設工事費負担金の予定額を群馬県に対して通知しているが、その内容は、平成16年度の八ッ場ダム建設事業に係る総事業費を196億5000万円、当該事業費に対する群馬県の水道に係る負担予定額を7億8832万8000円(乙122号証)、工業用水道に係る負担予定額を7734万8000円(乙123号証)とするものである。その後、同年11月15日に、総事業費を2億8200万円増とし、群馬県の水道に係る負担予定額を564万円増とし(乙124号証)、工業用水道に係る負担予定額を112万8000円増(乙125号証)としている。

そして、群馬県に対する具体的な費用負担の命令としての建設費負担金の納付の通知は、特定多目的ダム法施行令11条の3の規定により、平成16年6月1日(群馬県の水道に係る負担金額2億4071万1000円(乙126号証)、工業用水道に係る負担金額2361万8000円(乙127号証))、同年7月28日(水道に係る負担金額2億59万2000円(乙128号証)、工業用水道に係る負担金額1968万1000円(乙129号証))、同年11

月5日（水道に係る負担金額1億8053万3000円（乙130号証）、工業用水道に係る負担金額1771万3000円（乙131号証））、平成17年2月14日（水道に係る負担金額1億7213万2000円（乙132号証）、工業用水道に係る負担金額1746万4000円（乙133号証））にそれぞれなされている。

その各通知の後、歳入徴収官国土交通省大臣官房会計課長は、平成16年6月14日（水道に係る負担金額2億4071万1000円（乙134号証）、工業用水道に係る負担金額2361万8000円（乙135号証））、同年8月12日（水道に係る負担金額2億59万2000円（乙136号証）、工業用水道に係る負担金額1968万1000円（乙137号証））、同年11月22日（水道に係る負担金額1億8053万3000円（乙138号証）、工業用水道に係る負担金額1771万3000円（乙139号証））、平成17年2月21日（水道に係る負担金額1億7213万2000円（乙140号証）、工業用水道に係る負担金額1746万4000円（乙141号証））の各納入告知書により、群馬県に対して建設費負担金を国庫に納付するよう納入の告知をしている。

イ 上記をまとめると、平成16年度のハッ場ダム建設事業の総事業費は199億3200万円であり、当該事業費に対する群馬県の水道に係る負担予定額は7億9396万8000円、工業用水道に係る負担予定額は7847万6000円である。負担金の納付の通知及び納入の告知は、4回に分けて行われているが、その合計額は、水道及び工業用水道ともに、負担予定額とそれぞれ同額となっている。

ウ この平成16年度の建設費負担金に係る予算については、平成16年2月19日に群馬県知事が平成16年度当初予算（水道事業会計予算及び工業用水道

事業会計予算)案として群馬県議会に提出し、同年3月22日に同議会において議決されている(乙142号証)。

エ 企業管理者は、この議決された予算に基づき、前記の負担金の納付の通知及び納入の告知を受けて、企業管理者の所管する水道事業会計(特別会計)から、平成16年度の建設費負担金として、2億4071万1000円(支出負担行為:平成16年6月10日、支出命令:同月24日、支出:同月30日。乙143号証)、2億59万2000円(支出負担行為:平成16年8月9日、支出命令:同月16日、支出:同月31日。乙144号証)、1億8053万3000円(支出負担行為:平成16年11月16日、支出命令:同月26日、支出:同年12月8日。乙145号証)、1億7213万2000円(支出負担行為:平成17年2月24日、支出命令:同日、支出:同年3月10日。乙146号証)、合計7億9396万8000円の予算を執行したものである。

オ また、企業管理者は、この議決された予算に基づき、前記の負担金の納付の通知及び納入の告知を受けて、企業管理者の所管する工業用水道事業会計(特別会計)から、平成16年度の建設費負担金として、2361万8000円(支出負担行為:平成16年6月9日、支出命令:同月21日、支出:同月30日。乙147号証)、1968万1000円(支出負担行為:平成16年8月3日、支出命令:同月17日、支出:同月31日。乙148号証)、1771万3000円(支出負担行為:平成16年11月11日、支出命令:同月30日、支出:同年12月8日。乙149号証)、1746万4000円(支出負担行為:平成17年2月21日、支出命令:同月24日、支出:同年3月10日。乙150号証)、合計7847万6000円の予算を執行したものである。

### (3) 小括

以上により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに企業管理者がその所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から支出した金額は、平成15年度分が3億7755万9000円、平成16年度分が4億8460万2000円の合計8億6216万1000円となる。

なお、これらの金額は、前記の負担金の納付の通知及び納入の告知に記載された額と同額であり、企業管理者には、この額を増減する裁量の余地はない。

## 2 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金の支出

企業管理者は、平成7年度から水特法負担金を企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から支出している。なお、本件において、原告らが違法と主張する平成15年9月10日から平成16年9月9日までの期間には、企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から平成16年度の水特法負担金の支出（公金の支出）の該当がないため、以下では、平成15年度について明らかにする。

ア 「整備事業の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県」（第1・2・(2)において「甲」とよんだもの。以下「甲」という。）は、覚書1条2項並びに個別覚書2条及び3条（以下「個別覚書条項」という。）の規定に基づき、平成14年8月1日に、翌平成15年度の整備事業に係る事業計画について群馬県企業局（企業管理者）と協議を行い（乙151号証）、同月12日に群馬県企業局は異議がない旨回答しているが（乙152号証）、この協議における平成15年度の事業費の予定額は47億2044万2000円、群馬県企業局の水特法負担金の負担予定額は1億5539万2200円とされている。



その後、甲は、覚書1条1項及び個別覚書条項に基づき、平成15年5月29日に、平成15年度の事業費を33億4691万4500円、群馬県企業局の負担額を1億1818万800円とする事業実施計画の協議を行い（乙153号証）、同年8月8日に、覚書9条（疑義の処理）及び個別覚書条項に基づき、平成15年度の事業費を33億4691万4500円、群馬県企業局の負担額を1億2358万800円に変更する協議を行い（乙154号証）、さらに、同年12月5日に、覚書4条1項及び個別覚書条項に基づき、事業費を31億6937万8931円、群馬県企業局に係る負担額を1億26万7200円に変更する事業実施計画の変更協議を行った（乙155号証）。それらに対して、群馬県企業局は、同年6月27日付け、8月22日付け及び12月22日付けでそれぞれ異議のない旨回答している（乙156号証、乙157号証、乙158号証）。

そして、甲は、平成16年3月12日に、覚書4条2項及び個別覚書条項に基づき、群馬県企業局に対して事業実施計画の変更を報告するとともに、覚書5条に基づき平成15年度実績報告を行っている（事業費31億6853万931円、群馬県企業局負担額1億26万7200円。乙159号証、乙160号証）。

一方、群馬県企業局に対する甲からの具体的な水特法負担金の請求は、覚書3条1項及び個別覚書条項に基づき、平成15年9月10日に企業管理者に対し4727万2000円、さらに、覚書3条2項及び個別覚書条項に基づき、平成16年1月13日に企業管理者に対し5299万5200円の請求及び納入通知書の送付がなされ（乙161号証、乙162号証、乙163号証、乙164号証）、群馬県企業局は当該納入通知書等に記載された金額を、後記各日付けで企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会

計（特別会計）からそれぞれ支出（公金の支出）している。

イ 上記をまとめると、群馬県企業局の水特法負担額は協議額どおりの1億26万7200円とされ、この負担金の請求及び納入通知書に記載された金額の合計額もこの負担額と同額であり、当該金額を群馬県企業局は納付したものである。

ウ この平成15年度の水特法負担金に係る予算については、平成15年2月19日に、群馬県知事が平成15年度当初予算（水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算）案として群馬県議会に提出し、同年3月12日に同議会において議決されている（乙111号証）。

エ そして、企業管理者は、この議決された予算に基づき、上記の負担金の請求及び納入通知書を受けて、企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）から、平成15年度の水特法負担金として、4307万45円（支出負担行為：平成15年9月11日、支出命令：同月12日、支出：同月30日。乙165号証）、4828万4515円（支出負担行為：平成16年1月13日、支出命令：同日、支出：同月30日。乙166号証）、合計9135万4560円の予算の執行をしたものである。

また、企業管理者は、工業用水道事業会計（特別会計）からは、420万1955円（支出負担行為：平成15年9月11日、支出命令：同月12日、支出：同月30日。乙167号証）、471万685円（支出負担行為：平成16年1月13日、支出命令：同日、支出：同月30日。乙168号証）、合計891万2640円の予算を執行をしたものである。

なお、これらの金額は、前記の負担金の請求及び納入通知書に記載された金額と同額であり、企業管理者には、予算執行段階で、この額を増減する裁量の余地はない。

オ 上記により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに群馬県企業局が水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から支出した金額は、平成15年度分の1億26万7200円となる。前記したとおり、平成16年度分は該当がない。

### 3 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金の支出

群馬県企業局は、平成3年度から八ッ場ダム建設事業に係る基金事業に対する負担金（基金負担金）を企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から支出している。以下では、平成15年度及び平成16年度について明らかにする。

#### (1) 平成15年度における支出

ア 群馬県企業局に対する群馬県からの具体的な基金負担金の請求は、群馬県と群馬県企業局の間で平成2年8月18日に締結した企業局協定書3条に基づき、平成15年7月2日に、群馬県知事から企業管理者に対して、平成15年度基金事業費に係る群馬県企業局の基金負担金の額を1341万6381円（水道：1222万3814円、工業用水道：119万2567円）とし、このうち、536万6700円（水道：488万9660円、工業用水道：47万7040円）の請求及び納入通知書の送付がなされた（乙169号証）。同年12月2日には、同年度基金事業費に係る群馬県企業局の基金負担金の額を1031万510円（水道：939万4020円、工業用水道：91万6490円）とし、このうち494万3810円（水道：450万4360円（939万4020円から既納付額488万9660円を差し引いた額）、工業用水道：43万9450円（91万6490円から既納付額47万7040円を差し引いた額））の請求及び納入通知書の送付がなされた（乙170号証）。

そして、平成16年3月19日には、同年度基金事業費に係る群馬県企業局の負担額を1029万9766円（水道：938万4231円、工業用水道：91万5535円）に確定し、1万744円（水道：9789円（938万4231円から既納付額939万4020円を差し引いた額）、工業用水道：955円（91万5535円から既納付額91万6490円を差し引いた額））の還付が通知された（乙171号証）。

イ この平成15年度の基金事業に係る基金負担金の予算については、平成15年2月19日に、群馬県知事が平成15年度当初予算（水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算）案として群馬県議会に提出し、同年3月12日に同議会において議決されている（乙111号証）。

ウ そして、企業管理者は、この議決された予算に基づき、上記の負担金の請求及び納入の通知を受けて、企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）から、平成15年度の基金事業に係る基金負担金として、488万9660円（支出負担行為：平成15年7月16日、支出命令：同日、支出：同月22日。乙172号証）、450万4360円（支出負担行為：同年12月12日、支出命令：同月15日、支出：同月22日。乙173号証）、戻入9789円（戻入意思決定日：平成16年3月23日、戻入通知発行日：同日、戻入領収日：同月29日。乙174号証）、合計938万4231円の予算の執行をしたものである。

また、企業管理者は、工業用水道事業会計（特別会計）からは、47万7040円（支出負担行為：平成15年7月16日、支出命令：同日、支出：同月22日。乙175号証）、43万9450円（支出負担行為：同年12月12日、支出命令：同月15日、支出：同月22日。乙176号証）、戻入955円（戻入意思決定日：平成16年3月23日、戻入通知発行日：同日、戻入領

収日：同3月29日。乙177号証)、合計91万5535円の予算を執行をしたものである。

## (2) 平成16年度における支出

ア 群馬県企業局に対する群馬県からの具体的な基金負担金の請求は、群馬県と群馬県企業局の間で平成2年8月18日に締結した企業局協定書3条に基づき、平成16年7月6日に、群馬県知事から企業管理者に対して、平成16年度基金事業費に係る群馬県企業局の基金負担金の額を2239万3098円(水道：2040万2600円、工業用水道：199万498円)とし、このうち、895万7239円(水道：816万1040円、工業用水道：79万6199円)の請求及び納入通知書が送付された(乙178号証)。同年12月6日には、同年度基金事業費に係る群馬県企業局の基金負担金の額を2087万2371円(水道：1901万7049円、工業用水道：185万5322円)に変更し、このうち1191万5132円(水道：1085万6009円(1901万7049円から既納付額816万1040円を差し引いた額)、工業用水道：105万9123円(185万5322円から既納付額79万6199円を差し引いた額))の請求及び納入通知書が送付された(乙179号証)。

そして、平成17年3月22日には、同年度基金事業費に係る群馬県企業局の基金負担金の額を2083万3232円(水道：1898万1389円、工業用水道：185万1843円)に確定し、3万9139円(水道：3万5660円(1898万1389円から既納付額1901万7049円を差し引いた額)、工業用水道：3479円(185万1843円から既納付額185万5322円を差し引いた額))の還付が通知された(乙180号証)。

イ この平成16年度の基金事業に係る基金負担金の予算については、平成16年2月19日に、群馬県知事が平成16年度当初予算（水道事業会計予算及び工業用水道事業会計予算）案として群馬県議会に提出し、同年3月22日に同議会において議決されている（乙142号証）。

ウ そして、企業管理者は、この議決された予算に基づき、上記の負担金の請求及び納入の通知を受けて企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）から、平成16年度の基金事業に係る基金負担金として、816万1040円（支出負担行為：平成16年7月9日、支出命令：同月12日、支出：同月20日。乙181号証）、1085万6009円（支出負担行為：同年12月13日、支出命令：同月14日、支出：同月20日。乙182号証）、戻入3万5660円（戻入意思決定日：平成17年3月25日、戻入通知発行日：同日、戻入領収日：平成17年3月30日。乙183号証）、合計1898万1389円の予算の執行をしたものである。

また、企業管理者は、工業用水道事業会計（特別会計）から、79万6199円（支出負担行為：平成16年7月9日、支出命令：同月12日、支出：同月20日。乙184号証）、105万9123円（支出負担行為：平成16年12月13日、支出命令：同月14日、支出：同月20日。乙185号証）、戻入3479円（戻入意思決定日：平成17年3月25日、戻入通知発行日：同日、戻入領収日：平成17年3月30日。乙186号証）、合計185万1843円の予算を執行をしたものである。

### (3) 小括

以上により、平成15年9月10日から平成16年9月9日までに群馬県企業局が水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から支

出した金額は、平成15年度分が493万3066円、平成16年度分が895万7239円の合計1389万305円となる。

なお、これらの金額は、前記の負担金の請求及び納入通知書に記載された額と同額であり、企業管理者には、予算執行の段階で、この額を増減する裁量の余地はない。

#### 4 利水に係る負担金の支出の専決

ア 利水に係る負担金の支出の原因となる支出負担行為及び支出命令を行う権限を本来的に有するのは、水道事業及び工業用水道事業を所管する企業管理者である（地公企法8条1項）。

負担金の支出の原因となる支出負担行為は、群馬県企業局財務規程（昭和39年群馬県企業管理規程第5号。以下「企業局財務規程」という。）4条の3第3号の規定により予定経費3000万円未満の支出負担行為は部長専決とされ、同規程4条の4第1項8号の規定により予定経費500万円未満の支出負担行為は課長専決とされ、また、予定経費3000万円以上のものは企業管理者決裁とされている（乙187号証）。そのため、上記の支出負担行為については、事業部水道課の事務を分掌する事業部長及び事業部水道課長が予定経費の額に応じてそれぞれ支出負担行為を専決しているほか、企業管理者が自ら決裁している。

イ この支出負担行為を受けて支出命令がなされるが、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも企業管理者であるが、同規程4条の4第1項9号の規定により、金額にかかわらず、支出命令は企業局の各課長の専決事項となることから、事業部水道課長が支出命令を専決している。

ウ そして、上記支出命令を受けて、地公企法28条1項ないし3項の規定によ

り出納その他の会計事務を行う企業出納員が国庫や群馬県（群馬県知事の所管する一般会計）に支出しているものである。

以上



別表 ハツ場ダム建設事業に係る負担金及び繰出金の支出状況

1 一般会計からの支出状況

(1) 治水関係負担金

(単位:円)

15年度	国からの負担額通知等の状況				計	支出の状況等									
	当初通知 H15.4.1	過年度精算通知 H15.11.14	変更通知 H16.2.2	納付通知 H16.2.10		納付通知	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
	事業費 1,014,816,000	事業費 -	事業費 43,786,000	事業費 -	1,058,602,000	H15.8.8	H15.8.22	1,398,000	H15.8.18	H15.8.27	H15.9.10	1,398,000	土木部長	監理課長	出納長
	負担予定額 303,112,000	精算額 -10,474,553	負担予定額 13,135,000		305,772,447	H15.11.17									
	過年度通払い分との調整 -300,000,000	今回未精算額① 8,760,553	①との調整 -8,760,553	過年度通払い分との調整 -4,374,447	-304,374,447	H16.2.10									
	調整後負担予定額 3,112,000	調整後精算額 -1,714,000	調整後負担予定額 4,374,447	調整後精算額 -4,374,447	15年度支出額計 1,398,000	15年度支出額計		1,398,000				1,398,000			

(2) 一般会計繰出金

(単位:円)

15年度	企業局からの負担額通知等の状況				計	支出の状況等									
	納付通知 H16.3.16					納付通知	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
	事業費 806,709,000				806,709,000	H16.3.16		268,000,000	H16.3.25	H16.3.25	H16.3.31	268,000,000	衛生食品課長	衛生食品課長	出納長
	請求額 268,000,000				268,000,000							0			
					0							0			
					0							0			
					0							0			
	268,000,000	0	0	0	268,000,000	15年度支出額計		268,000,000				268,000,000			

2 水道事業会計(特別会計)及び工業用水道事業会計(特別会計)からの支出状況

(1)建設費負担金

ア 15年度支出分

①水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	国からの負担額通知の状況				支出の状況等										
	負担予定額通知 H15.4.1	変更(増減額) H16.2.3		合計	納付通知	通知額	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
事業費	19,000,000,000	840,754,000		19,840,754,000	H15.5.27	227,358,000	H15.6.17	227,358,000	H15.6.3	H15.6.24	H15.6.27	227,358,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					H15.7.24	235,478,000	H15.8.12	235,478,000	H15.8.8	H15.8.18	H15.8.29	235,478,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
本県負担額	771,394,000	35,315,000		806,709,000	H15.11.12	129,919,000	H15.11.25	129,919,000	H15.11.28	H15.12.1	H15.12.12	129,919,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					H16.2.3	178,639,000	H16.2.9	178,639,000	H16.2.13	H16.2.13	H16.2.27	178,639,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					H16.2.24	35,315,000	H16.3.12	35,315,000	H16.3.4	H16.3.19	H16.3.31	35,315,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					15年度支出額計	806,709,000		806,709,000				806,709,000			

②工業用水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	国からの負担額通知の状況				支出の状況等										
	負担予定額通知 H15.4.1	変更(増減額) H16.2.3		合計	納付通知	通知額	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
事業費	19,000,000,000	840,754,000		19,840,754,000	H15.5.27	22,283,000	H15.6.17	22,283,000	H15.6.4	H15.6.23	H15.6.27	22,283,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					H15.7.24	23,078,000	H15.8.12	23,078,000	H15.8.4	H15.8.20	H15.8.29	23,078,000	事業部長	水道課長	企業出納員
本県負担額	75,602,000	3,445,000		79,047,000	H15.11.12	12,733,000	H15.11.25	12,733,000	H15.11.20	H15.12.3	H15.12.12	12,733,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					H16.2.3	17,508,000	H16.2.9	17,508,000	H16.2.12	H16.2.23	H16.2.27	17,508,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					H16.2.24	3,445,000	H16.3.12	3,445,000	H16.2.27	H16.3.17	H16.3.31	3,445,000	水道課長	水道課長	企業出納員
					15年度支出額計	79,047,000		79,047,000				79,047,000			

イ 16年度支出分

①水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

16年度	国からの負担額通知の状況				支出の状況等										
	負担予定額通知 H16.4.1	変更(増減額) H16.11.15		合計	納付通知	通知額	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
事業費	19,650,000,000	282,000,000		19,932,000,000	H16.6.1	240,711,000	H16.6.14	240,711,000	H16.6.10	H16.6.24	H16.6.30	240,711,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					H16.7.28	200,592,000	H16.8.12	200,592,000	H16.8.9	H16.8.16	H16.8.31	200,592,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
本県負担額	788,328,000	5,640,000		793,968,000	H16.11.5	180,533,000	H16.11.22	180,533,000	H16.11.18	H16.11.26	H16.12.8	180,533,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					H17.2.14	172,132,000	H17.2.21	172,132,000	H17.2.24	H17.2.24	H17.3.10	172,132,000	企業管理者	水道課長	企業出納員
					16年度支出額計	793,968,000		793,968,000				793,968,000			

②工業用水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

16年度	国からの負担額通知の状況				支出の状況等										
	負担予定額通知 H16.4.1	変更(増減額) H16.11.15		合計	納付通知	通知額	納入告知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
事業費	19,650,000,000	282,000,000		19,932,000,000	H16.6.1	23,618,000	H16.6.14	23,618,000	H16.6.9	H16.6.21	H16.6.30	23,618,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					H16.7.28	19,681,000	H16.8.12	19,681,000	H16.8.3	H16.8.17	H16.8.31	19,681,000	事業部長	水道課長	企業出納員
本県負担額	77,348,000	1,128,000		78,476,000	H16.11.5	17,713,000	H16.11.22	17,713,000	H16.11.11	H16.11.30	H16.12.8	17,713,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					H17.2.14	17,464,000	H17.2.21	17,464,000	H17.2.21	H17.2.24	H17.3.10	17,464,000	事業部長	水道課長	企業出納員
					16年度支出額計	78,476,000		78,476,000				78,476,000			

(2)水特法負担金

ア 15年度支出分

①水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	群馬県からの協議						支出の状況等										
	前年度計画協議 H14.8.1	事業実施計画協議 H15.5.29	変更協議 H15.8.8	変更協議 H15.12.5	変更報告 H16.3.12	実績報告書 H16.3.12	年間支払額	請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
	事業費	4,720,442,000	3,346,914,500	3,346,914,500	3,169,378,931	3,168,530,931	3,168,530,931		H15.9.10	H15.9.10	47,272,000	H15.9.11	H15.9.12	H15.9.30	43,070,045	企業管理者	水道課長
本県負担額	155,392,200	118,180,800	123,580,800	100,267,200	100,267,200	100,267,200	100,267,200		H16.1.13	52,995,200	H16.1.13	H16.1.13	H16.1.30	48,284,515	企業管理者	水道課長	企業出納員
														0			
														0			
														0			
														0			
														91,354,560			請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

②工業用水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	群馬県からの協議						支出の状況等										
	前年度計画協議 H14.8.1	事業実施計画協議 H15.5.29	変更協議 H15.8.8	変更協議 H15.12.5	変更報告 H16.3.12	実績報告書 H16.3.12	年間支払額	請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
	事業費	4,720,442,000	3,346,914,500	3,346,914,500	3,169,378,931	3,168,530,931	3,168,530,931		H15.9.10	H15.9.10	47,272,000	H15.9.11	H15.9.12	H15.9.30	4,201,955	企業管理者	水道課長
本県負担額	155,392,200	118,180,800	123,580,800	100,267,200	100,267,200	100,267,200	100,267,200		H16.1.13	52,995,200	H16.1.13	H16.1.13	H16.1.30	4,710,685	企業管理者	水道課長	企業出納員
														0			
														0			
														0			
														8,912,640			請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

(3)基金負担金

ア 15年度支出分

①水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	群馬県からの通知						支出の状況等									
							請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
								H15.7.2	H15.7.2	5,386,700	H15.7.16	H15.7.16	H15.7.22	4,889,860	事業部長	水道課長
							H15.12.2	H15.12.2	4,943,810	H15.12.12	H15.12.15	H15.12.22	4,504,360	事業部長	水道課長	企業出納員
							負担金還付通知 H16.3.19		戻入額 -10,744	戻入の意思決定日 H16.3.23	戻入通知発行日 H16.3.23	戻入領収日 H16.3.29	-9,789	水道課長	水道課長	
									10,299,766				9,384,231			請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

②工業用水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

15年度	群馬県からの通知						支出の状況等									
							請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者
								H15.7.2	H15.7.2	5,386,700	H15.7.16	H15.7.16	H15.7.22	477,040	事業部長	水道課長
							H15.12.2	H15.12.2	4,943,810	H15.12.12	H15.12.15	H15.12.22	439,450	事業部長	水道課長	企業出納員
							負担金還付通知 H16.3.19		戻入額 -10,744	戻入の意思決定日 H16.3.23	戻入通知発行日 H16.3.23	戻入領収日 H16.3.29	-955	水道課長	水道課長	
									10,299,766				915,535			請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

イ 16年度支出分

①水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

16年度	群馬県からの通知						支出の状況等						
	請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者			
	H16.7.6	H16.7.6	8,957,239	H16.7.9	H16.7.12	H16.7.20	8,161,040	事業部長	水道課長	企業出納員			
	H16.12.6	H16.12.6	11,915,132	H16.12.13	H16.12.14	H16.12.20	10,859,009	事業部長	水道課長	企業出納員			
	負担金還付通知		戻入額	戻入の重要決定日	戻入通知発行日	戻入額収日	戻入額	戻入重要決定権者	戻入命令権者				
	H17.3.22		-39,139	H17.3.25	H17.3.25	H17.3.30	-35,660	水道課長	水道課長				
	16年度支出額計		20,833,232				18,981,389	請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。					

②工業用水道事業会計(特別会計)分

(単位:円)

16年度	群馬県からの通知						支出の状況等						
	請求書	納入通知書	請求額	支出負担 行為日	支出命令日	支出年月日	支出金額	支出負担行為 権者	支出命令 権者	支出権者			
	H16.7.6	H16.7.6	8,957,239	H16.7.9	H16.7.12	H16.7.20	796,199	事業部長	水道課長	企業出納員			
	H16.12.6	H16.12.6	11,915,132	H16.12.13	H16.12.14	H16.12.20	1,059,123	事業部長	水道課長	企業出納員			
	負担金還付通知		戻入額	戻入の重要決定日	戻入通知発行日	戻入額収日	戻入額	戻入重要決定権者	戻入命令権者				
	H17.3.22		-39,139	H17.3.25	H17.3.25	H17.3.30	-3,479	水道課長	水道課長				
	16年度支出額計		20,833,232				1,851,843	請求額と支出金額の差額は水道事業会計で負担。					